

推計方法について

「山口県市町年齢別推計人口」（10月1日現在）の推計方法は、下記のとおりである。
なお、平成24年分から現行の推計方法としており、下記1の国勢調査の年の推計人口については、平成27年分から推計・公表した。

また、令和2年分は令和2年国勢調査結果に基づき下記1の方法により算出した場合、結果の公表が令和4年2月以降と遅くなるため、その間を補足することを目的として、下記2（2）により平成27年国勢調査結果に基づく推計人口を算出する。

記

1 国勢調査の年の推計人口

国勢調査の年は、国勢調査人口に含まれる年齢不詳人口について、総務省統計局「国勢調査」の調査票情報を山口県が独自集計し、按分し補正して算出。

2 国勢調査の年以外の年の推計人口

(1) 国勢調査の翌年の推計人口

国勢調査の翌年は、上記1による国勢調査の年の推計人口（国勢調査）を基準人口として、年齢各歳、男女別に、1年間の住民基本台帳人口の増減を加減して算出。

(2) 国勢調査の翌年以外の年の推計人口

前年の推計人口を基準人口として、年齢各歳、男女別に、1年間の住民基本台帳人口の増減を加減して算出。

(例) 令和2年10月1日現在20歳人口（男）の算出

$$\left(\begin{array}{c} \boxed{\text{推計人口}} \\ 2\text{年}10\text{月}1\text{日現在} \\ 20\text{歳人口（男）} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{基準人口}} \\ \text{元年}10\text{月}1\text{日現在} \\ 19\text{歳人口（男）} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{住民基本台帳人口}} \\ 2\text{年}9\text{月}30\text{日現在} \\ 20\text{歳人口（男）} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{住民基本台帳人口}} \\ \text{元年}9\text{月}30\text{日現在} \\ 19\text{歳人口（男）} \end{array} \right)$$